☆ 令和4年4月1日から指定ごみ袋での収集開始

現在、地球温暖化や海洋プラスチック等の地球環 境を脅かす環境問題は深刻化が進んでおり、環境 負荷の低減や、持続可能な循環型社会への転換を さらに進めていくことが強く求められています。 本市では、市民の皆さまのご協力のもと、ごみの適 正処理及び3Rを推進するために様々な施策に取 り組んできたところでありますが、近年、一般家庭 から排出される1人1日当たりのごみ排出量は、国 が示す基本方針を超える数値となっております。 また、資源化量及びリサイクル率は年々低下し続 けている状況です。

本市では、毎年、一般家庭から排出される「もやす ごみ」の組成分析調査を実施していますが、「もや すごみ |の中には、分別して排出すれば資源化が 可能な「古紙類」や「その他プラ」「ペットボトル」な どが多数混入していることが判明しており、分別 排出が十分に徹底されているとはいえない状況が 続いています。

このようなことから、分別排出の徹底及び再資源 化を推進するにあたり、一定の効果が得られる有 効策の一つである指定ごみ袋制度を令和4年4月 1日より導入することとしました。

種類

平袋タイプと取っ手付きタイプの2種類、それぞれ3サイズ

平袋(通常タイプ)





▶450 ▶300 ▶150

取っ手付き袋(レジ袋タイプ)



>300 >150 >50

価 格 指定ごみ袋は、市が直接、製造・販売するわけで はなく、市販のごみ袋と同様、各小売業者が仕入 れ値に利益を乗せた金額で販売価格を設定して 販売しますので、販売店によって価格は異なり ますが、一般的に市販されているごみ袋とあまり 大差のない金額で販売される見込みです。

令和3年12月頃より市内のスーパーマーケッ ト、ホームセンター、コンビニ等で販売されま す。隣接市(神戸市北区、芦屋市、宝塚市、尼崎 市)の店舗においても西宮市の指定ごみ袋を 取り扱っていただくようにお願いしています。

Q. 指定ごみ袋制度とは?

A. 市がごみ排出に使用できるごみ袋を指定する制度です。ごみ袋の価格に、ごみ収集にかかる費用を上乗せするものではありません。

指定ごみ袋制度とは、ごみ袋の色や透明度、材質、 表示などの規格を市が指定し、市民の皆様がごみ や資源物をごみステーションにお出しいただく際に は、必ず分別区分ごとに指定された袋を使用してい ただく制度のことです。

今回、市が導入する指定ごみ袋制度は、ごみ袋の価格にごみ処理にかかる費用を上乗せする「有料指定ごみ袋制度」ではなく、袋価格にごみ処理料金を上乗せせず、市が定めた規格に合う袋製造事業者等の袋を認定し、自由に販売していただく「単純指定ごみ袋制度」です。

Q. 剪定ごみは指定ごみ袋に入れて 出したら収集してもらえるのか?

A. 少量であれば「もやすごみ」の袋に 入れてお出しいただけます。

一度に多量に排出された剪定ごみ(枝葉・生木など)については、一時的多量なごみとして、市では収集しておりません。ご自身で直接、西部総合処理センターに持ち込まれるか、収集運搬許可業者(有料)に依頼していただくようにお願いしています。

⚠ ご注意ください

令和4年4月1日より、指定 ごみ袋以外で出された「も やすごみ」・「その他プラ」 は収集できません。



Q. 買い溜めしているごみ袋は どうしたらよいのか?

A. 令和4年3月までは「もやすごみ」の 袋として使用できます。

指定ごみ袋制度の導入は、令和4年4月からになりますので、各ご家庭で買い置きのごみ袋がある場合は、制度がスタートするまでにお使いいただくようお願いします。

指定ごみ袋を使っていても、

Q. 正しく分別されていない場合は?

A. 収集いたしません。

指定ごみ袋を使用されていても、

「もやすごみ」の中に古紙類やペットボトル等が混入されている場合や、「その他プラ」の中に異物が混入されており、適切な分別がなされていないと収集員が判断した場合には、ごみの分別排出の徹底を促すため、注意シールを貼って収集いたしません。

Q. 見られたくないごみは どうしたらよいのか?

A. 見られたくないごみ だけを紙袋などに入れてから、 指定ごみ袋に入れてお出しください。

「もやすごみ」用の袋に関しては、完全な無色透明な袋ではなく、若干濁りを入れた半透明の袋を採用しましたが、他人に見られたくないごみや台所の生ごみ等については、紙袋や色付の小さな袋に入れてから、指定ごみ袋に入れてお出しください。ただし、単に内容物を見られたくないから、あるいは分別が面倒だから不適物を隠すため等の理由で必要以上に二重袋にして出すことはお止めください。

問 西宮市 美化企画課 50798-35-8653